

千曲市告示第86号

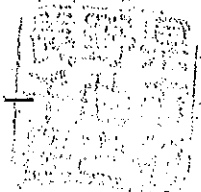
道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から令和3年10月18日まで千曲市役所建設部建設課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月4日

千曲市長 小川 修一



記

1. 路線名 別紙のとおり
2. 供用を開始する区間 別紙のとおり
3. 供用を開始する期日 令和3年3月31日

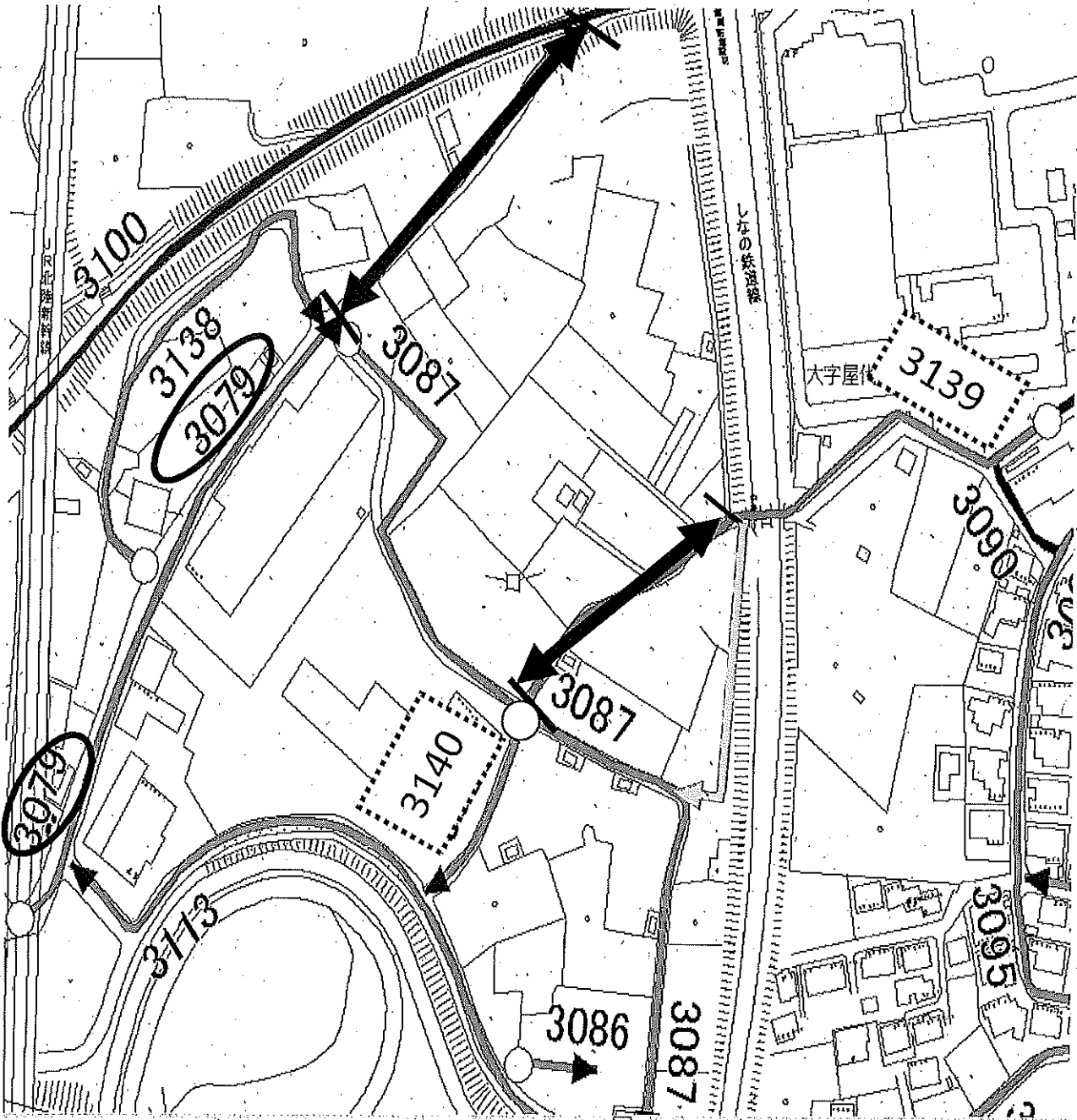
供用開始

(別紙)

番 号	路 線 名	起 点	延 長
		終 点	幅 員
3139	加納坊4号線	千曲市大字屋代3143番地3地先から 千曲市大字屋代2954番地4地先まで	264.6m
			3.3~7.7m
3140	加納坊5号線	千曲市大字屋代2960番地3地先から 千曲市大字屋代2963番地1地先まで	72.1m
			3.8~6.1m

供用開始

北
4



対象路線

廃止区間

変更後路線